

## 愛護動物に関する業務支援に関する協定

大阪府（以下「甲」という。）と公益社団法人大阪府獣医師会（以下「乙」という。）は、大阪府域において、愛護動物の救護等の対策を図る必要があると認める事案について、甲乙協力して対策を図り、もって府民生活の安定に寄与するため、次のとおり協定を締結する。

### （総則）

第1条 この協定は、以下に定める事案において甲及び乙が協力して実施する愛護動物に関する対策や救護活動（以下「活動」という。）に関し、必要な事項を定める。

### （対象動物）

第2条 活動の対象となる動物は、動物の愛護及び管理に関する法律第44条第4項に規定する愛護動物のうち甲の管轄する地域内の動物（以下「愛護動物」という。）とする。

### （活動内容）

第3条 活動の内容は次に掲げる事項とする。

- 一 狂犬病発生時の防疫対策に関すること
- 二 愛護動物の保管・管理に関すること

### （活動要請等の手続）

第4条 甲は、必要と認めるとき、乙に対し活動支援を要請するものとする。

2 前項に定める甲の活動要請は、次に掲げる事項を明らかにして、別記様式第1を用いて行うものとする。ただし、事態が緊迫して、文書による事ができない場合は、口頭その他の方針による要請を行い、事後、速やかに文書を送付するものとする。

- 一 要請理由
- 二 要請内容
- 三 活動の場所
- 四 活動の期日又は期間
- 五 その他必要な事項

3 甲は第1項の規定による活動の要請について、重要な変更が生じた時は、その都度、乙に別記様式第2により通知するものとし、また、その活動が必要でなくなったときは、速やかに別記様式第3により乙に通知するものとする。

(活動の履行)

第5条 乙は、要請を受けた事項に関して、可能な限り、誠意を持って必要な活動を実施するものとする。

2 甲と乙は、活動を円滑かつ効果的に遂行するために、適宜、情報交換を行うものとする。

(負担)

第6条 乙は、乙が実施する活動に要する人件費及び旅費の経費負担を甲に求めないものとする。

(資材等の調達・搬送)

第7条 甲は、乙が実施する活動に必要な資材等の調達及び搬送について必要な措置を講ずるものとする。

(活動の終了)

第8条 乙は、活動の必要がなくなったと判断したときは、甲と協議して活動を終了するものとする。

2 乙は、活動を終了したときは、速やかに次の事項を記載した別記様式第4により、甲に報告するものとする。

- 一 活動の具体的な内容
- 二 活動の実施機関
- 三 前各号に掲げるもののほか、必要な事項

(平常時の対応等)

第9条 甲は、府または市町村等でおこなわれる啓発活動や狂犬病発生時対応訓練について、乙の会員と相互協力のもと円滑に活動を実施できるように平常時から必要な調整を行うものとする。

2 乙は、平常時から乙の会員に対し本協定の普及及び啓発に努め、乙の会員が円滑に活動を実施できるよう必要な調整を行うものとする。

3 甲及び乙は、活動の円滑な実施を図るため、平常時から定期的な連絡会を開催する。

4 乙は、甲から要請があった場合は、甲が実施する訓練に参加するものとする。

(連絡体制)

第10条 この協定の運用に関する連絡窓口は、甲にあっては大阪府環境農林水産部動物愛護畜産課、乙にあっては公益社団法人大阪府獣医師会事務局とする。

2 甲は、事案発生時に関係団体等と連絡調整を実施するものとする。

(細目)

第11条 この協定を実施するための必要な事項については、別に定める。

(協議)

第12条 この協定に関し、疑義又は定めのない事項が生じたときは、その都度甲乙協議して決定するものとする。

(協定の期間及び更新)

第13条 この協定の期間は、協定締結日から平成29年3月末日までとする。ただし、協定期限の満了の日までに、甲若しくは乙のいずれかが本協定の更新をしない旨の書面による通知をした場合または甲乙の合意により協定内容の変更をした場合を除き、本協定は1年間更新されるものとし、以降同様とする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、それぞれ記名押印の上、各自その1通を保有する。

平成28年 4月 1日

甲 大阪府

代表者 大阪府知事 松井 一郎

乙 大阪市中央区平野町1-8-8 平野町安井ビル3階

公益社団法人 大阪府獣医師会 会長 佐伯 潤

別記様式第1

動畜第 号

年 月 日

公益社団法人大阪府獣医師会 会長 様

大阪府知事

愛護動物に関する業務支援に関する活動について（要請）

愛護動物に関する業務支援に関する協定第4条第1項に基づき、下記のとおり活動を要請します。

記

要請理由	
要請内容	
活動の場所	
活動の期日又は期間	年 月 日から 年 月 日まで
その他必要な事項	

以上

別記様式第2

動畜第 号

年 月 日

公益社団法人大阪府獣医師会 会長 様

大阪府知事

活動要請内容の変更について（通知）

年 月 日付け動畜第 号にて要請した活動について、重要な変更が生じたので、愛護動物に関する業務支援に関する協定第4条第3項に基づき、下記のとおり通知します。

記

変更事項	
変更理由	

以上

別記様式第3

動畜第 号

年 月 日

公益社団法人大阪府獣医師会 会長 様

大阪府知事

活動の終了要請について（通知）

年 月 日付け動畜第 号にて要請した活動について、その必要がなくなりましたので、愛護動物に関する業務支援に関する協定第4条第3項に基づき、下記のとおり通知します。

記

終了した活動の詳細	
その他必要な事項	

以上

別記様式第4

年 月 日

大阪府知事 様

公益社団法人大阪府獣医師会 会長

活動の終了について（報告）

年 月 日付け動畜第 号にて要請された活動を終了しましたので、愛護動物に関する業務支援に関する協定第8条第2項に基づき、下記のとおり通知します。

記

活動の具体的な内容	
活動の実施機関	
その他必要な事項	

以上